

議案第45号

日野町過疎地域自立促進計画の変更について

日野町過疎地域自立促進計画を別紙のとおり変更したいので、過疎地域自立促進特別措置法第6条の規定により、議会の議決を求める。

令和2年9月4日提出

日野町長 塔 田 淳 一

事業概要書

(1) 次の事業を「4. 生活環境の整備」に追加する

【桜の苑大規模改修】

○事業の目的

供用開始から30年近く経過し、建物及び施設の老朽化が進んだ火葬場「桜の苑」の建築部分について、法定耐用年数（50年）を超える使用を目的として改修を行う。

○事業の内容

(1) 事業名 桜の苑大規模改修

(2) 事業内容 改修に係る負担金

○事業費 14,778,000円

○負担金（一部事務組合であるためと構成団体に分担）

令和2年9月

日野町過疎地域自立促進計画(変更)

変更箇所 (変更後計画 の頁、行等)	変更後	変更前
4. 生活環境の 整備 17頁3行	<p>これまで上下水道施設や町営住宅、また近隣町との組合による可燃ごみやし尿処理施設、西部広域圏を単位とした消防体系、不燃物処理施設、火葬場の整備を進めており、地域住民の生活環境は相当の向上が見られたところである。</p>	<p>これまで上下水道施設や町営住宅、また近隣町との組合による可燃ごみやし尿処理施設、西部広域圏を単位とした消防体系、不燃物処理施設の整備を進めており、地域住民の生活環境は相当の向上が見られたところである。</p>
18頁1行	<p>廃棄物処理は、可燃ゴミ及びし尿は、日野町江府町日南町衛生施設組合、不燃・資源ごみ等は主に西部広域行政管理組合のリサイクルプラザで処理している。 今後も、環境美化、環境保護に対する町民の意識向上に努め、ごみの減量化と不法投棄防止対策を強化することが必要である。 <u>火葬場は西部広域行政管理組合の「桜の苑」を利用しているが同施設は建物及び施設の老朽化が進んでいる。</u></p>	<p>廃棄物処理は、可燃ゴミ及びし尿は、日野町江府町日南町衛生施設組合、不燃・資源ごみ等は主に西部広域行政管理組合のリサイクルプラザで処理している。 今後も、環境美化、環境保護に対する町民の意識向上に努め、ごみの減量化と不法投棄防止対策を強化することが必要である。</p>
19頁1行	<p>廃棄物処理については、鳥取県西部広域行政管理組合等で処理されるが、家庭、事業所からのゴミの排出量の減量化、リサイクルの促進を行う。また、日野町江府町日南町衛生施設組合が運営しているし尿処理施設が老朽化しているため設備を更新し、生活環境の整備を図る。 <u>火葬場「桜の苑」については法定耐用年数(50年)を超え、使用を目的として改修を行う。</u></p>	